

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	佐世保市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.sasebo.lg.jp/soumu/jyohou/mynumber_seido.html

執行機関名 佐世保市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	佐世保市心身障害者(児)福祉特別乗車証等の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例 別表第1 第2の項 佐世保市心身障害者(児)福祉特別乗車証等の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	佐世保市心身障害者(児)福祉特別乗車証等交付規則 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、心身障害者(児)の社会活動への積極的参加及び更生のため、佐世保市営自動車、させぼバス株式会社及び西肥自動車株式会社の共通の福祉特別乗車証(以下「乗車証」という。)並びに宇久福祉特別乗車証(以下「宇久乗車証」という。)、宇久観光バス株式会社のバス回数券(以下「宇久観光バス回数券」という。)及び福祉交通交付金(以下「交付金」という。)を交付し、もつて心身障害者(児)の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		